は勿論再考の餘地なしとて一蹴し去りたり。

然るに徹頭徹尾不眞面目なる日活は此の提議を爲すと同時に警視廳に對し、此の問題につき原作者及び海員團體の諒解を得たりと欺稱し上映許可の申請を爲し、都下各新聞に對し同樣宣傳的記事を報道せしめた。

かくて警視廳が其上映を許可すべしと云ふ見込のついた頃に至り、即ち四月二十七日附にて組合及び協會に對し、會社の營業上及び信用上近日中該映畫を公開上映するの止むなきに至りたる旨突然通知し來れり。

仍つて海員團體は電報及び手紙にて會社側の非行に對し嚴重なる抗議を爲すと同時に原作者及び內務、遞信、宮內、文部各省、警保局、社會局、警視廳等に一切の事情を開陳し、極力其の上映不許可を懇請したり。しかるにこれより先きかゝる內情を熟知せざる警視廳は五月一日附を以つて遂に其の上映を許可せしとの報道に接せる楢崎組合長以下組合幹部は、海員協會の藤村氏等と共に同道上京し前記諸官省を歷訪して映畫の性質及び事件の內容を詳細に說明したる結果、警視廳の調訂的意見に基つき日活會社側代表者と五月六日京都に於いて會見したるも遂に交涉決裂したり。仍つて海員團體は其の反對的全力を東本願寺法嗣問責に移し、一方東京以外の各府縣當局に對し上映不許可を申請し、毫も其の反對の手を緩めざりし結果五月十八日に至り警視廳當局の調訂により日活側との間に左の如き條件の下に此の問題を解決する事を約し契約書を取り交して成効裡に解決した。

記

一、該映畫は大正十四年七月末日まで東京警視廳管內に限り上映する事

一、外國に輸出し他人に賣却せざる事

一、該映畫を試聽し其の內容を改訂し、海員を侮辱し、又は海事思想の發達を阻害せざるものとするときは其の映畫の上映を許す。但し上映前に海員團體の許可を受くる事を要するものとす。

以上

(四)甲板積貨物制限法規定陳情

曩に遞信省管船局長より諮問し來れる甲板積貨物制限法規定につき（イ）甲板積木材は冬期は乾舷線上八呎以上積載すべからず（ロ）夏期は船體傾斜せざる場合と雖も船橋より展望を妨げらるゝ如き狀態に積載する事を得ず（ハ）甲板積貨物は決して船舶の安全なる運用若しくは航海を妨げ又は船員の作業に過重の困難乃至危險を及ぼすが如き狀態に積載する事を得ず（ニ）甲板積貨物積載の爲めその船舶が碇泊中なると航海中なるとを問はず絕對に傾斜する事を許さず。從つて有事の際には左右兩舷何れの端艇又は救命用具と雖もこれを取り出し又は取り入れ得るやう積載する事を要す（ホ）船員室に通ずる入口には充分の餘裕を與へ通風排水探光に對し遺憾なき設備を爲すべし等の主なる條項を記載せる回答書を大正十四年六月二十五日附にて提出した。

(五)國際勞働協會と組合

過去數次の國際勞働總會に於いて採擇されし海員關係の條約案及勸告の批准並に實施の措置に關し國際勞働總會條約委員會主査楢崎組合長は其の調査結果を報告したるにより、大正十五年一月二十三日開催の該委員會は右記調査に關する決議を採擇しこれを本年度同協會總會に報告する事となれり。

(六)無產政黨組織及び失業反對運動と組合の態度

大正十四年七月下旬本組合は第一回無產政黨樹立準備委員會に參加するやう發起團體農民組合より勸誘に接したるも、組合